

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 (聴覚に障がいのある方等、電話での相談が難しい方向け)

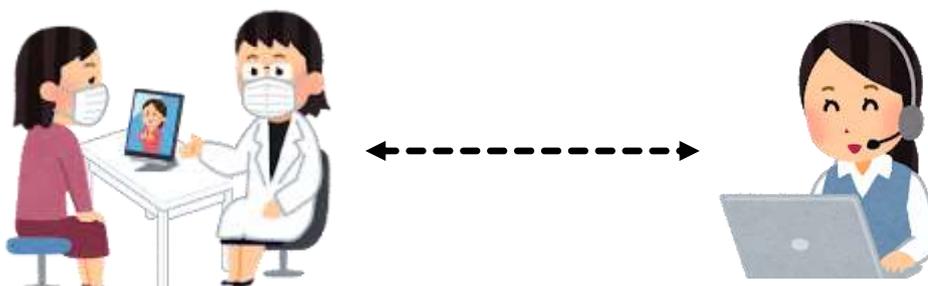
(ア) FAXによる相談 (東京都 新型コロナコールセンター)

対応内容	1. <u>新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方の相談</u> 2. 感染の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談
FAX 番号	03-5388-1396 ※別紙の「FAX 相談票」に記入し、送信してください。
注意事項	※ 回答に日数を要することがあります。 ※ 相談者の同意がない限り、個人情報や相談内容を第三者に公開することはありません。ただし、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、保健所等関係機関に連絡し、相談内容を含む個人情報を共有する場合があります。また、保健所等関係機関から回答する場合があります。

(イ) 新型コロナ外来受診時の遠隔手話サービス (東京都)

対応内容	新型コロナウイルスへの感染が疑われる方で、医療機関の受診で手話通訳を必要とする場合、スマートフォン等のテレビ電話機能による遠隔手話通訳を利用することができます。
受付時間	平日 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日は除く)
対象者	都内在住の聴覚障がいのある方で、新型コロナウイルスの感染が疑われ、「新型コロナ外来 (帰国者・接触者外来)」の受診が必要な方
利用方法	「新型コロナ外来」の受診前に <u>狛江市社会福祉協議会の手話通訳派遣窓口</u> に派遣の申込をして下さい。 (FAX:03-3488-0787 メール: com@welfare.komae.org) 受診の際には、都が委託した東京手話通訳等派遣センターのオペレーターと接続して、手話通訳を行います。ご自身のスマートフォン等にアプリをインストールしてお使いすることもできます。 私物の端末がない場合には、都からタブレットを貸し出します。

医療機関 東京手話通訳等派遣センター



タブレット等の画面に手話が表示されます。医師の音声も通訳者に伝わります

(ウ) LINEによる相談（東京都 新型コロナ相談@東京）

対応内容	感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談	
受付時間	午前9時から午後9時まで (土・日・祝日含む)	QRコードはこちら
公式アカウント名	「新型コロナ相談@東京」	
注意事項	相談窓口のご利用にあたり、利用規約および個人情報保護方針への同意が必要となります。また、利用にはLINEアプリへの登録が必要です。	

※LINEでのご相談は、電話での相談が難しい方向けに一般相談のみ受け付けております。
新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある方は、(ア) FAXによるご相談（新型コロナコールセンター）をご利用ください。

(エ) スマートフォン・タブレットの使い方について

携帯ショップや、狛江市シルバー人材センターのパソコン教室で、初心者向けにスマートフォンなどの使い方を教えてもらうことができます。

NTT ドコモ	ドコモショップ狛江店 元和泉 1-1-2 イトーピア狛江 1階
au	auショップ狛江 東和泉 1-20-1 第三登戸ビル 1階
ソフトバンク	ソフトバンク狛江 東和泉 1-11-8 MiPalacio 1階
狛江市シルバー人材センター	パソコン教室（スマホ・タブレット入門など）(有料) FAX：03-3488-6748 電話：03-3488-6735

(オ) 聴覚障がい者支援アプリの一例

スマートフォンで入力した文字を音声で再生したり、音声を文字で表示したりできるアプリがあります。絵や地図を使って情報を表示することも可能です。

アプリの取得方法	App Store 又は Google Play で「 こえとら 」を検索して、ダウンロードしてください。インストール後の操作方法については、サポートページをご覧ください。	QRコードはこちら
対応 OS	iOS 6.0 以上又は Android 4.0 以上	
サポートページ	http://www.koetra.jp/	

(カ) 手話通訳・要約筆記の派遣（狛江市）

市内にお住まいの聴覚障がい者の方が、日常生活においての情報伝達及び健聴者との意思疎通を円滑にし、聴覚障がい者等の社会参加の促進を図ることを目的に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。

	内容	申込み・問合せ先
手話通訳	手話の必要な方が利用できます。	狛江市社会福祉協議会 (あいとぴあセンター) FAX:03-3488-0787 メール：com@welfare.komae.org
要約筆記	話している内容をその場で要約して文字で伝えます。 ノート等に手書きする方法と、パソコンに入力・表示する方法があります。	
広域派遣	次の場合に利用できます。 ①都外など遠方での通訳派遣が必要なとき ②複数の自治体から通訳の必要な方が集まる行事等に派遣が必要なとき	東京手話通訳等派遣センター FAX:03-3354-6868 メール 手話通訳： haken@tokyo-shuwacenter.or.jp 要約筆記： youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

(キ) 手話相談窓口（狛江市）

市役所での手続き、相談などの際に、予約不要でご利用いただけます。

対応内容	市役所での各種申請，届出，相談などの手話通訳
受付時間	毎週水曜日 午前9時から正午まで（閉庁日を除く）
場所	市役所2階 福祉総合相談窓口
注意事項	予約は必要ありません。直接窓口にお越し下さい。 市の登録手話通訳者（1名）が窓口にて待機し、手話で対応します。